

ますみ荘 施設サービス利用料金表（多床室）

①介護保険負担限度額認定1段階対象者

※31日計算

介護保険負担分		実費負担分		合計	1日分	1ヶ月分	⑥ 各個別 加算
基本料金	@加算分	食費	居住費				
要介護1	589 円	76 + 円 ※ 125	300 円 0 円	要介護1	965 円	30,040 円	
要介護2	659 円			要介護2	1,035 円	32,210 円	
要介護3	732 円			要介護3	1,108 円	34,473 円	
要介護4	802 円			要介護4	1,178 円	36,643 円	
要介護5	871 円			要介護5	1,247 円	38,782 円	

②介護保険負担限度額認定2段階対象者

介護保険負担分		実費負担分		合計	1日分	1ヶ月分	⑥ 各個別 加算
基本料金	@加算分	食費	居住費				
要介護1	589 円	76 + 円 ※ 125	390 円 430 円	要介護1	1,485 円	46,160 円	
要介護2	659 円			要介護2	1,555 円	48,330 円	
要介護3	732 円			要介護3	1,628 円	50,593 円	
要介護4	802 円			要介護4	1,698 円	52,763 円	
要介護5	871 円			要介護5	1,767 円	54,902 円	

③介護保険負担限度額認定3段階①対象者

介護保険負担分		実費負担分		合計	1日分	1ヶ月分	⑥ 各個別 加算
基本料金	@加算分	食費	居住費				
要介護1	589 円	76 + 円 ※ 125	680 円 430 円	要介護1	1,775 円	55,150 円	
要介護2	659 円			要介護2	1,845 円	57,320 円	
要介護3	732 円			要介護3	1,918 円	59,583 円	
要介護4	802 円			要介護4	1,988 円	61,753 円	
要介護5	871 円			要介護5	2,057 円	63,892 円	

④介護保険負担限度額認定3段階②対象者

介護保険負担分		実費負担分		合計	1日分	1ヶ月分	⑥ 各個別 加算
基本料金	@加算分	食費	居住費				
要介護1	589 円	76 + 円 ※ 125	1,420 円 530 円	要介護1	2,615 円	81,190 円	
要介護2	659 円			要介護2	2,685 円	83,360 円	
要介護3	732 円			要介護3	2,758 円	85,623 円	
要介護4	802 円			要介護4	2,828 円	87,793 円	
要介護5	871 円			要介護5	2,897 円	89,932 円	

⑤介護保険負担限度額認定4段階（基準段階）

介護保険負担分		実費負担分		合計	1日分	1ヶ月分	⑥ 各個別 加算
基本料金	@加算分	食費	居住費				
要介護1	589 円	76 + 円 ※ 125	1,700 円 1,015 円	要介護1	3,380 円	104,905 円	
要介護2	659 円			要介護2	3,450 円	107,075 円	
要介護3	732 円			要介護3	3,523 円	109,338 円	
要介護4	802 円			要介護4	3,593 円	111,508 円	
要介護5	871 円			要介護5	3,662 円	113,647 円	

施設利用料にはオシメ代、洗濯代を含んでいます。その他個別日用品、嗜好品や病院での診察料、薬代は別途自己負担となります。料金表の見方に関しては別紙を参照してください。

当施設で逝去され、死後の処置を行った際にはエンゼルケア代として10,000円をご負担頂きます。

介護保険負担分⑥加算部分の※のみ1ヶ月で125円となっています。

ますみ荘 施設サービス利用料金表（個室）

①介護保険負担限度額認定1段階対象者

※31日計算

介護保険負担分			実費負担分		合計	1日分	1ヶ月分	⑥ 各個別 加算	
	基本料金	②加算分	食費	居住費					
要介護1	589 円	76 + 円 ※ 125	300 円	380 円	要介護1	1,345 円	41,820 円		+
要介護2	659 円				要介護2	1,415 円	43,990 円		
要介護3	732 円				要介護3	1,488 円	46,253 円		
要介護4	802 円				要介護4	1,558 円	48,423 円		
要介護5	871 円				要介護5	1,627 円	50,562 円		

②介護保険負担限度額認定2段階対象者

介護保険負担分			実費負担分		合計	1日分	1ヶ月分	⑥ 各個別 加算	
	基本料金	@加算分	食費	居住費					
要介護1	589 円	76 + 円 ※ 125	390 円	480 円	要介護1	1,535 円	47,710 円		+
要介護2	659 円				要介護2	1,605 円	49,880 円		
要介護3	732 円				要介護3	1,678 円	52,143 円		
要介護4	802 円				要介護4	1,748 円	54,313 円		
要介護5	871 円				要介護5	1,817 円	56,452 円		

③介護保険負担限度額認定3段階①対象者

介護保険負担分			実費負担分		合計	1日分	1ヶ月分	⑥ 各個別 加算	
	基本料金	@加算分	食費	居住費					
要介護1	589 円	76 + 円 ※ 125	680 円	880 円	要介護1	2,225 円	69,100 円		+
要介護2	659 円				要介護2	2,295 円	71,270 円		
要介護3	732 円				要介護3	2,368 円	73,533 円		
要介護4	802 円				要介護4	2,438 円	75,703 円		
要介護5	871 円				要介護5	2,507 円	77,842 円		

④介護保険負担限度額認定3段階②対象者

介護保険負担分			実費負担分		合計	1日分	1ヶ月分	⑥ 各個別 加算	
	基本料金	②加算分	食費	居住費					
要介護1	589 円	76 + 円 ※ 125	1,420 円	980 円	要介護1	3,065 円	95,140 円		+
要介護2	659 円				要介護2	3,135 円	97,310 円		
要介護3	732 円				要介護3	3,208 円	99,573 円		
要介護4	802 円				要介護4	3,278 円	101,743 円		
要介護5	871 円				要介護5	3,347 円	103,882 円		

⑤介護保険負担限度額認定4段階（基準段階）

介護保険負担分			実費負担分		合計	1日分	1ヶ月分	⑥ 各個別 加算	
	基本料金	@加算分	食費	居住費					
要介護1	589 円	76 + 円 ※ 125	1,700 円	1,331 円	要介護1	3,696 円	114,701 円		+
要介護2	659 円				要介護2	3,766 円	116,871 円		
要介護3	732 円				要介護3	3,839 円	119,134 円		
要介護4	802 円				要介護4	3,909 円	121,304 円		
要介護5	871 円				要介護5	3,978 円	123,443 円		

施設利用料にはオシメ代、洗濯代を含んでいます。その他個別日用品、嗜好品や病院での診察料、薬代は別途自己負担となります。料金表の見方に関しては別紙を参照してください。

当施設で逝去され、死後の処置を行った際にはエンゼルケア代として10,000円をご負担頂きます。

介護保険負担分⑥加算部分の※のみ1ヶ月で125円となっています。

○食費・居住費の段階に関して（介護保険負担限度額認定制度）

料金表の各段階に関しましてはご利用者の世帯の収入等によって異なります。各段階の基準は以下の通りです。

利用者負担段階	対象となる収入状況（本人のみ）	預貯金額（本人又は夫婦）
①、第1段階	老齢年金、生活保護受給者	単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円以下
②、第2段階	合計所得、課税年金額が年 80 万円以下	単身 650 万円、夫婦 1,650 万円以下
③、第3段階①	合計所得、課税年金額が年 80～120 万円以下	単身 550 万円、夫婦 1,550 万円以下
④、第3段階②	合計所得、課税年金額が年 120 万円超	単身 500 万円、夫婦 1,500 万円以下
⑤、第4段階	上記内容に当てはまらない方（基準費用）	

①～④の段階は本人、世帯全員の住民税非課税が条件になります。収入状況、預貯金額のどちらかでも条件に満たさない場合は⑤第4段階となります。どの段階に該当するか確認して料金表を参照してください。

なお、第1段階～第3段階②に該当する方は市への申請が必要となります。

○体制加算

介護保険負担分の④加算部分の金額に関しましては体制加算の総額となっております。（体制加算とは必要な人員や病院等の協力体制を確保し、十分なケアが行える体制が整っている際に頂く加算となっています）

内訳は、日常生活継続支援加算Ⅰ（36 円/日）、看護体制加算Ⅰ（4 円/日）、看護体制加算Ⅱ（8 円/日）、夜勤職員配置加算Ⅲ（16 円/日）、個別機能訓練加算Ⅰ（12 円/日）、科学的介護推進体制加算Ⅱ（50 円/月）、協力医療機関連携加算Ⅰ（50 円/月）、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ（10 単位/月）、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ（5 単位/月）、生産性向上推進体制加算Ⅱ（10 円/月）となります。

○各個別加算

料金表の⑥各個別加算に関しましては必要に応じて算定させていただきます。主に算定されている加算は以下の通りです。

初期加算	30 円/日	入所日、又は 30 日を超える入院後の退院日から 30 日間算定
外泊加算	246 円/日	入院、外泊の際、基本料金を頂かない代わりに、入院（外泊）翌日から 6 日間（最大 12 日間）算定
再入所時栄養連携加算	200 円/回	入院時に食事内容等が大きく変わり、入院先の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を作成、実施した際に算定（1 回限り）
退所時栄養情報連携加算	70 円/回	入院時、入所中の栄養管理に関する情報を病院へ提供した際に算定。
退所時情報提供加算	250 円/回	入院時、入所中の身体状況等に関する情報を病院へ提供した際に算定。
安全対策体制加算	20 円/回	事故防止の為に安全対策が行っている場合算定（入所時のみ）
経口維持加算Ⅰ	400 円/月	医師の指示に基づき、他職種で観察、会議を通じて経口維持計画作成、特別な栄養管理が行われる場合に算定
療養食加算	6 円/回	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に算定（1 日 3 回）
看取り介護加算Ⅱ	医師が回復の見込がないと判断した場合、ご利用者やご家族の意思を尊重し、医師、看護師、介護職員等が連携し、施設内で看取りケアを行った場合に算定。 死亡日 1,580 円、死亡日の前日・前々日 780 円/日、死亡日前 4～30 日 144 円/日、死亡日前 31～45 日 72 円/日	

上記に加え、介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ）（料金表の基本料金、加算部分④、個別加算総額の 17.6%）を算定しています。なお、別紙料金表の基本料金、上記の加算金額は全て 1 割負担での記載となっています。2 割負担又は 3 割負担の方はそれぞれの負担割合で計算してください。（食費、居住費は変わりません）

ここに挙げている体制加算、個別加算は一例です。施設の状況、ご利用者の状態等によっては上記以外の加算の算定を検討する場合もございます。

○高額介護サービス費制度

高額介護サービス費とは、1ヶ月に支払った利用料金が上限額を超えた場合、超えた分が払い戻される制度です。
(料金表の介護保険負担分と各個別加算部分が該当します。食費、居住費は該当しません。)

区分		負担上限額（月額）
課税所得 690 万円（年収 1,160 万円）以上		140,100 円
課税所得 380 万円（年収 770 万円）～ 課税所得 690 万円（年収 1,160 万円）未満		93,000 円
市町村民税課税～課税所得 380 万円（年収 770 万円）未満		44,400 円
世帯全員が市町村民税非課税		24,600 円
	前年の年金収入+その他所得が 80 万円以下	24,600 円
		15,000 円（個人）
生活保護受給世帯		15,000 円

※負担上限額は世帯での上限金額となります。(一部のみ個人上限額があります)

※高額介護サービス費制度は申請が必要となります。過去に申請し適用されている場合は継続されます。

○社会福祉法人による利用者負担軽減制度

市町村民税世帯非課税であって、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に考え、生計が困難であると市町村が認めた場合に利用できる軽減制度です。

条件は以下の通りです。

- ①年間収入が単身で 150 万円、世帯員が 1 名増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。
- ②預貯金額が単身で 350 万円、世帯員が 1 名増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。
- ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑤介護保険料を滞納していないこと。

軽減は料金表の介護保険負担部分 (各個別加算含む)、食費、居住費が各 25%軽減されます。

ただし、前述の介護保険利用者負担段階が 2 段階に該当される方に関しては、高額介護サービス費制度の軽減の方が上回る為、食費、居住費のみ 25%軽減となります。

○入院 (外泊) 時の居住費、食費負担に関して

居住費に関して

入院された場合や外泊された場合、該当する料金表の段階によって異なります。利用者負担第 1 段階～第 3 段階の方は入院 2 日目から 7 日目までは各段階に応じた居住費、入院 8 日目以降から退院前日まで基準段階の居住費を負担して頂きます。第 4 段階の方は入院日翌日から退院前日まで基準段階の居住費を負担して頂きます。

食費負担に関して

入院日と退院日 (外泊日、帰荘日) 当日の食費 (各段階に応じた金額) を負担して頂きます。

○介護保険負担限度額制度、高額介護サービス費制度、社会福祉法人による利用者負担軽減制度に関しまして、ご利用者、もしくは世帯の預貯金、収入等の確認をさせて頂く必要がありますが、申請を施設で代行する事も可能となっています。